

## AED普及・啓発検討委員会規程

### (設置及び目的)

第1条 心肺蘇生法検討委員会にAED普及・啓発を目的として、AED普及・啓発検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の構成)

第2条 この委員会は、心肺蘇生法検討委員会委員長が指名する者をもって構成する。

2 委員長に事故等があった場合は、心肺蘇生法検討委員会委員長が指名したものが、その職務を代行する。

3 委員会において委員長が必要と認める場合には、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

4 AED普及・啓発に関する事項について検討するため、小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

小委員会は、委員長が指名する者をもって構成する。

### (委員会の開催)

第3条 委員会は必要に応じて委員長が招集し開催する。

### (委員会の業務)

第4条 委員会は心肺蘇生法検討委員会委員長が諮問した次の事項について検討を行うものとする。

- (1) AED普及啓発シンポジウムに関する企画、立案及び開催について
- (2) AED設置に関わる実態調査及び都道府県AED協議会設置状況調査について
- (3) AED教材作成普及、指導者養成講習会用CD及び問題集の普及配布について
- (4) AED普及啓発及び有効活用について

### (報告)

第5条 委員長は、検討結果を取りまとめ心肺蘇生法検討委員会に報告し、理事長に提言するものとする。

### (委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、研修研究部において処理する。

### (規格外事項の対応)

第7条 この規程に定めのない事項で、委員会による対応が必要に場合には、その都度委員会で審議し、対策を策定するものとする。

### (附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。